

平成18年11月9日

テトラクロロ無水フタル酸又はそれを原料とした
顔料若しくは染料の製造者又は輸入者各位

厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室
経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室
環境省総合環境政策局環境保健部企画課化学物質審査室

テトラクロロ無水フタル酸及びそれを原料とした顔料又は染料の取扱いについて
(お知らせ)

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「化審法」という。）に基づく第一種特定化学物質（以下「一特物質」という。）であるヘキサクロロベンゼン（官報公示番号3-76、CAS No. 118-74-1。以下「HCB」という。）を含有するテトラクロロ無水フタル酸（官報公示番号3-1423、CAS No. 117-08-8。以下「TCPA」という。）及びそれを原料とした顔料又は染料（以下「TCPA由来顔料」という。）に関し、貴社におかれては、以下の関係連絡文書に基づき、HCBの低減を進めるための対応を行っていただいているところです。

(関係連絡文書)

- ・ TCPAについて：平成18年3月17日付け「ヘキサクロロベンゼンを含有するテトラクロロ無水フタル酸の製造又は輸入について」
- ・ ソルベントレッド135（官報公示番号5-3098、CAS No. 20749-68-2）について：平成18年3月17日付け「ヘキサクロロベンゼンを含有するテトラクロロ無水フタル酸の使用について」
- ・ ソルベントレッド135以外のTCPA由来顔料について：平成18年3月24日付け「テトラクロロ無水フタル酸を原料とした顔料又は染料に係る報告等について」

これらの関係連絡文書のとおり、厚生労働省、経済産業省及び環境省（以下「3省」という。）は、「副生する特定化学物質のBAT削減レベルに関する評価委員会」（以下単に「評価委員会」という。）を設置し、副生HCBに係る工業技術的・経済的に削減可能なレベル（以下「BATレベル」という。）について検討してきたところ、今般、評価委員会において、パブリックコメントで頂いた御意見（別添1）も踏まえ、「TCPA及びソルベントレッド135中の副生HCBに係るBATレベルに関する報告書」（以下単に「報告

書」という。)が別添2のとおり取りまとめられました。また、パブリックコメントで頂いた御意見に対する3省の考え方について、別添3のとおり公表したところです。

別添1～3については、電子政府の総合窓口(e-Gov)のホームページ「パブリックコメント(結果公示案件一覧)(http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?ANKEN_TYPE=3)」中、『「TCPA及びソルベントレッド135中の副生HCBに係るBATレベルに関する報告書(案)」に対する意見募集の結果について(平成18年11月9日公表)』に掲載しております。

以上を踏まえ、BATレベルが適用されるまでの間におけるHCBを含有するTCPA及びTCPA由来顔料の取扱いについては下記のとおりとしますので、貴社におかれては、HCBの低減を進めるための適切な対応を引き続きお願いします。

記

1. 一特物質は、難分解性及び高濃縮性を有し、かつ、人又は高次捕食動物に対する長期毒性を有するものであるため、ひとたび環境中に放出された場合には環境汚染の進行を管理することが困難となり、人の健康等に被害を生じるおそれがある物質です。このため、一特物質に関しては、たとえ不純物としての非意図的な副生であっても、原則としては許容されるべきではありません。このため、各事業者におかれては、HCBの含有量低減に向けた最大限の取組を行うよう努めて下さい。
2. 上記1.の考え方にに基づき、別添3に示したTCPA及びTCPA由来顔料に係るBATレベル(TCPAについては200ppm、TCPA由来顔料については原則として10ppm)が適用されるまでの間、TCPA及びTCPA由来顔料の取扱いについては、以下のとおりとします。
 - i. 3省は、事業者自らが設定したTCPA又はTCPA由来顔料のHCBに係る自主管理上限値等を3省に提出した事業者については、引き続きその製造又は輸入及び出荷を許容します。
 - ii. TCPA又はTCPA由来顔料の製造又は輸入及び出荷を行う事業者は、引き続き、自らが製造又は輸入するTCPA又はTCPA由来顔料中のHCB含有量が自主管理上限値を超えていないことを確認するとともに、ロットごとの各種データ(分析結果、製造・輸入・出荷年月日、製造又は輸入量、出荷量、在庫量、出荷先(実際に当該商品を使用している事業者)及び用途)を定期的に3省に報告して下さい。
 - iii. ただし、自主管理上限値が上記のBATレベルを超えない場合は、上記ii.の定期的な3省への報告は不要とします。その場合も、上記1.のとおり、HCB含有量を極力低減していくことが望ましいことには変わりはなく、引き続きHCB含有量の低減に努めて下さい。

3. TCPA又はTCPA由来顔料の使用者及びその川下ユーザーに対し適切に情報を提供する観点から、TCPA又はTCPA由来顔料のMSDSには、分析結果に基づくHCB含有値を引き続き記載することが重要です。
4. TCPA又はTCPA由来顔料の製造者は、当該製造工程において除去されたHCBが環境中に放出されることのないよう、報告書の指摘を踏まえ廃液の適正処理の徹底等最大限の注意を払って下さい。

<問い合わせ先>

厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室

担当：山本、後藤

〒100-8916 千代田区霞が関1-2-2

TEL 03-3595-2298 (直通)

FAX 03-3593-8913

経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室

担当：田中、吉川、河岸

〒100-8901 千代田区霞が関1-3-1

TEL 03-3501-0605 (直通)

FAX 03-3501-2084

環境省総合環境政策局環境保健部企画課化学物質審査室

〒100-8975 千代田区霞が関1-2-2

担当：大井、平塚、池上

TEL 03-5521-8253 (直通)

FAX 03-3581-3370